

震度に関する検討会
(第 1 回)

地方公共団体設置の震度計の具体的な
配置基準の検討

平成 20 年 12 月 8 日
消防庁・気象庁

■ 地方公共団体が設置する震度計について

1. 設置経緯等

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に、平成7年度2次補正予算において都道府県の震度情報ネットワーク整備に対する国庫補助事業を実施することにより、都道府県が主体となり、「1市区町村1観測点」を原則として整備されたものである。

その後、住民等の関心の高まりやテレビ報道等による速報への期待が大きくなり、都道府県が取得した震度情報の公表についての検討が行われ、平成9年10月から、準備が整ったところから順次気象庁へ震度情報を提供することとし、平成15年3月までに全都道府県の震度情報が公開されることとなった。

2. 財政支援状況

総務省消防庁では、地方公共団体による震度情報ネットワーク構築への取組に対し、防災基盤整備事業として起債・地方交付税による財政措置（一般単独事業債充当率75%、交付税算入率30%）を講じる等の支援を行っている。

3. 「次世代震度情報ネットワークのあり方検討委員会 最終報告書（平成18年3月）」で示した「震度計の適正配置に関する基本方針」

震度計の適正配置に関する基本方針

- ・ 震度観測点は、初動対応を実施する行政単位毎に、少なくとも1箇所以上必要である。（基本的には、市区町村毎に1箇所以上が必要）
※整備の目的から勘案して、一定の距離間隔（〇km 間隔）といった機械的な配置は適切ではないと考える。
- ・ 市町村合併後においても、現行の震度観測点はできる限り維持されることが望ましい。なお、観測点を廃止等する場合には、市区町村と地域住民間のコンセンサスづくりが必要である。
- ・ 山間部、島嶼部等、地震発生により孤立する可能性を有する地区等の地理的条件及び市街地の広がりや人口の集積状況等の社会的事情についても配慮した配置とすることが望ましい。
- ・ 同一地域内に分岐可能な気象庁及び K-NET 観測点が存在する市区町村においては、これらの機関によって取得された震度情報も有効に活用することが望ましい。

4. 平成の大合併前後における全国市町村数の変化

3,229 団体（H11.4.1）→ 1,782 団体（H20.11.1） 1,447 団体の減少。

震度情報ネットワークシステムの概念図

(平成20年12月8日現在)

